

東北地方における医学部新設の特例措置および 原子力損害賠償への対応について

平成26年1月17日



文部科学省

MINISTRY OF EDUCATION,
CULTURE, SPORTS,
SCIENCE AND TECHNOLOGY-JAPAN

東北地方における医学部新設の特例措置

○震災からの復興、今後の超高齢化と東北地方の医師不足、原子力事故からの再生といった要請を踏まえ、特例として東北地方に一校に限り、医学部新設を可能とするため、関係省庁と連携し、基本方針を定め、手続を進めているところ。

(参考) ・平成25年12月 5日 「好循環実現のための経済対策」において復興施策の一つとして位置付け(閣議決定)
・平成25年12月17日 復興庁、文部科学省、厚生労働省による基本方針に関する三省庁合意

○今後、医学部新設構想を受け付け、基本方針で示した条件等に適合し、最も趣旨にかなう構想一つを有識者会議での検討を踏まえて採択し、設置認可審査の手続を進める方針。

原子力損害賠償への対応

【原子力損害賠償紛争解決センター(ADRセンター)の体制強化】

○和解の仲介手続きの迅速化。(人員増強による体制強化、処理手続きの運用改善など)

《総数408名(弁護士302名を含む)(H24年12月)→601名(弁護士457名を含む)(H25年12月)》

【被害者の時効に対する不安解消】

○和解仲介の途中で時効が経過した場合の被害者の救済特例を規定(原賠ADR時効中断特例法の制定)。(平成25年6月)(和解の仲介を申し立てた当事者が、和解仲介の打ち切りを受けた日から一ヶ月以内に、裁判所に訴えを提起した場合には、和解仲介の申立ての時に訴えを提起したこととみなして、時効が中断できることとする。)

※議員立法による時効期間延長等の特例法の制定(平成25年12月)

(国の行政機関における特定原子力損害の賠償の円滑化のための体制の整備等を行うとともに、消滅時効期間の延長等を規定。)

【原子力損害賠償紛争審査会による新たな賠償指針の策定】(平成25年12月)

○帰還し生活を再建するために必要な住宅の修繕・建替え費用等を賠償するとともに、避難指示解除後一年間は精神的損害及び避難費用の賠償を継続

○移転先、移住先での新しい生活を始めるために必要な住宅の確保に係る費用等を賠償することとし、見通しのつかない長期間にわたり帰還できないことに対する精神的損害を一括で賠償。